

派遣法に基づく情報提供

(令和8年6月2日時点 令和7年度 派遣報告書データを参照して作成)

- ①派遣社員数：379人
- ②労働者派遣の役務の提供を受けた者の数（派遣先事業所数）：147事業所
- ③派遣料金の平均額：18,608円（1日当たり）
- ④派遣社員の賃金の平均額：13,798円（1日当たり）
- ⑤マージン率：25.8%
- ⑥法30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
 - ・協定の対象となる派遣社員の範囲：派遣先で各種業務に従事する全従業員
（請負業務に従事する従業員も原則、協定対象者とするが協定の基準を満たす事が困難な場合は別途契約に基づいて設定した賃金を優先する）
 - ・労使協定を締結（締結：令和8年5月16日 終期：令和9年5月15日）
- ⑦派遣社員のキャリア形成支援制度に関する事項：ステップアップ教育訓練計画（別紙参照）

※上記の情報提供を当社ホームページに掲載すべく業者に依頼中です

派遣法に基づく情報提供（首都圏支店）

（令和7年6月2日時点 令和7年度 派遣報告書データを参照して作成）

- ①派遣社員数：104人
- ②労働者派遣の役務の提供を受けた者の数（派遣先事業所数）：50事業所
- ③派遣料金の平均額：18,848円（1日当たり）
- ④派遣社員の賃金の平均額：14,180円（1日当たり）
- ⑤マージン率：24.8%
- ⑥法30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
 - ・協定の対象となる派遣社員の範囲：派遣先で各種業務に従事する全従業員
（請負業務に従事する従業員も原則、協定対象者とするが協定の基準を満たす事が
困難な場合は別途契約に基づいて設定した賃金を優先する）
 - ・労使協定を締結（締結：令和8年5月16日 終期：令和9年5月15日）
- ⑦派遣社員のキャリア形成支援制度に関する事項：ステップアップ教育訓練計画（別紙参照）

※上記の情報提供を当社ホームページに掲載すべく業者に依頼中です

派遣法に基づく情報提供（北関東支店）

（令和 7 年 6 月 2 日時点 令和 7 年度 派遣報告書データを参照して作成）

- ①派遣社員数：134 人
- ②労働者派遣の役務の提供を受けた者の数（派遣先事業所数）：42 事業所
- ③派遣料金の平均額：18,522 円（1 日当たり）
- ④派遣社員の賃金の平均額：13,588 円（1 日当たり）
- ⑤マージン率：26.6%
- ⑥法 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
 - ・協定の対象となる派遣社員の範囲：派遣先で各種業務に従事する全従業員
（請負業務に従事する従業員も原則、協定対象者とするが協定の基準を満たす事が
困難な場合は別途契約に基づいて設定した賃金を優先する）
 - ・労使協定を締結（締結：令和 8 年 5 月 16 日 終期：令和 9 年 5 月 15 日）
- ⑦派遣社員のキャリア形成支援制度に関する事項：ステップアップ教育訓練計画（別紙参照）

※上記の情報提供を当社ホームページに掲載すべく業者に依頼中です

派遣法に基づく情報提供（名古屋支店）

（令和7年6月2日時点 令和7年度 派遣報告書データを参照して作成）

- ①派遣社員数：59人
- ②労働者派遣の役務の提供を受けた者の数（派遣先事業所数）：23事業所
- ③派遣料金の平均額：18,804円（1日当たり）
- ④派遣社員の賃金の平均額：13,508円（1日当たり）
- ⑤マージン率：28.2%
- ⑥法30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
 - ・協定の対象となる派遣社員の範囲：派遣先で各種業務に従事する全従業員
（請負業務に従事する従業員も原則、協定対象者とするが協定の基準を満たす事が困難な場合は別途契約に基づいて設定した賃金を優先する）
 - ・労使協定を締結（締結：令和8年5月16日 終期：令和9年5月15日）
- ⑦派遣社員のキャリア形成支援制度に関する事項：ステップアップ教育訓練計画（別紙参照）

※上記の情報提供を当社ホームページに掲載すべく業者に依頼中です

派遣法に基づく情報提供（関西支店）

（令和 8 年 6 月 2 日時点 令和 7 年度 派遣報告書データを参照して作成）

- ①派遣社員数：82 人
- ②労働者派遣の役務の提供を受けた者の数（派遣先事業所数）：32 事業所
- ③派遣料金の平均額：18,296 円（1 日当たり）
- ④派遣社員の賃金の平均額：13,687 円（1 日当たり）
- ⑤マージン率：25.2%
- ⑥法 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
 - ・協定の対象となる派遣社員の範囲：派遣先で各種業務に従事する全従業員
（請負業務に従事する従業員も原則、協定対象者とするが協定の基準を満たす事が
困難な場合は別途契約に基づいて設定した賃金を優先する）
 - ・労使協定を締結（締結：令和 8 年 5 月 16 日 終期：令和 9 年 5 月 15 日）
- ⑦派遣社員のキャリア形成支援制度に関する事項：ステップアップ教育訓練計画（別紙参照）

※上記の情報提供を当社ホームページに掲載すべく業者に依頼中です

ステップアップ教育訓練計画

令和8年度
株式会社エービス

2021/3/31 作成
2026/3/30 改訂

教育訓練名	内容(教育、講習名)	実施方法	実施時期	対象人数	備考	どのようなキャリアアップにつながるか
入社時教育訓練	職種別、業種別の基礎知識 職種別、業種別の注意、危険事項 健康管理、衛生管理について ビジネスマナー基礎編	派遣元のOJT(一部 派遣先のOJT)	新規入職時	新規入職者全員	当社で実施を基本とする が派遣先会社で実施する 職場も有り	この業界の仕事(浄水場、下水処理 場)の基礎知識、安全衛生、健康管理、 ビジネスマナーの基礎知識
初期教育、基礎教育 (A)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者講習	外部機関の講習参加	入職1年以内	7名予定	下水処理場に入職者優先	下水処理場勤務に当たり必需の講習 硫化水素・酸欠の危険性を認識する
初期教育、基礎教育 (B)	低圧充電電路の敷設等の業務に係わる特別教育	外部機関の講習参加 (一部 派遣先の教育機関で講習)	入職1年以内	8名予定	浄水場、下水処理場に入 職者優先	点検業務における必需の講習 電機の入切り操作を行うのに必要な 知識を学習する
初期教育、基礎教育 (C)	ダイオキシン類対策特別措置法施行令に関する業 務に関する特別教育	外部機関の講習参加	入職1年以内	1～3名予定	焼却施設勤務者優先	ゴミ焼却場勤務に必需の講習 ダイオキシンの体に与える影響を学習 する
中堅社員教育	職長・安全衛生責任者教育	外部機関の講習参加	今年度内	5名予定	入社2～3年リーダー各	新たにリーダー各になる人材のリー ダーとしての基本教育
キャリアアップ教育	安全衛生責任者 能力向上教育	外部機関の講習参加	今年度内	7名予定	指定職場の従事者優先	安全体感講習への参加 (落下、巻き込まれ、挟まれ等の体感 をする講習)
キャリアアップ教育	専門技術教育 各作業に係る法令の教育	外部機関の講習参加	今年度内	5～8名予定	難易度の高い公的資格取 得に向けた教育支援	合格率の低い高難易度の資格を取得 する事による事により社員のスキル、 及び評価のアップを図る
キャリアアップ教育	電気点検の基礎知識 講座 メーカー別 取り扱い講座(初級編)	外部機関の講習参加	今年度内	3名予定	対応できる電気設備点検 の範囲を拡大する	請負の電気設備点検、機械設置工事 担当者の対応できる機器、メーカーの 範囲を拡大してスキルアップする
キャリアアップ教育	長期労働者(無期雇用労働者)への教育 (教育内容は対象者により異なる)	外部機関の講習参加又は派遣元のOJT	職場異動時予定	3名予定	入社5年以上勤務の労働 者に対する教育	長期労働者はマンネリ化でスキルアッ プの意識に欠ける事が有るので意識 を改革してスキルアップを促す
全体教育	コンプライアンス教育、ステップアップ教育	講師による社内OJT	入社年数により受 講者を選定	70名～100名程度	年毎にテーマを決めて実 施予定	変化する社会の常識に対応してスキ ルアップ、及ぼ客先の評価アップ